青少年育成施策大綱について

青少年育成施策大綱は、青少年問題審議会答申(平成11年7月)の提言を受けて設置された、「青少年の育成に関する有識者懇談会」の報告書(平成15年4月)の内容を踏まえ、次代を担う青少年の健全育成のための基本理念、重要課題、施策の基本的方向を示し、幅広い分野にまたがる青少年行政の総合的な基本指針として、概ね5年を目途とする期間を対象として策定され、平成15年12月9日青少年育成推進本部において決定された。

(参考)

青少年育成推進本部は、次代を担う青少年の育成に関する施策について、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、総合的かつ効果的な推進を図るため、閣議決定(平成 15 年 6 月 10 日)により内閣総理大臣を本部長とし、内閣に設置された。

平成 15年 12月 9日 青少年育成推進本部決定

青少年育成施策大綱 (酒類関係部分抜粋)

4 年齢期ごとの施策の基本的方向

(3)思春期

健康の確保・増進

(思春期特有の課題への対応)

10 代の喫煙及び飲酒をなくし、10 代の人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度の減少を実現することを目標とし、各種の取組を推進する。

6 支援のための環境整備施策の基本的方向

(4)情報・消費環境の変化への対応

青少年を取り巻く有害環境への対応

(酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止)

未成年者が酒類やたばこを容易に入手できるような環境をなくすため、関係業界への働きかけを強化する。また、未成年者の飲用に供することを知って酒類・たばこを販売する行為などについては、所要の捜査を行うとともに、適正な処分を行う。